令和8年8月

「多様なリーダーシップを認め合う社会の実現に向けて」

全国若手町村長会
会長　奈良県三宅町長　森田 浩司
副会長　山形県西川町長　菅野 大志
副会長　長野県御代田町長　小園 拓志
副会長　愛知県東浦町長　日髙 輝夫

若手首長が増加する中で、首長の出産に伴う母体保護の保障をはじめ、育児、介護、疾病等のライフイベントと公務の両立は、地域社会の持続可能性や多様な人材の政治参画を考える上で、避けては通れない極めて重要な課題となっています。

現在、地方自治法第152条では「普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理する。」と規定されていますが、母体保護のための「出産」や、育児等のライフイベントによる運用に関して明文化されておらず、持続可能な運用のあり方については十分な制度設計がなされているとは言い難い状況にあります。

一方で、すでに地方議会においては、会議規則として欠席理由に「出産」等を明記する動きが全国的に広がっています。また、国会（衆議院・参議院）においても、それぞれの議院規則に「出産」等に伴う欠席届の規定が明記されています。
首長においても、近年の具体的な事例や一連の議論を契機として、法的な根拠の中に「出産」等の位置づけを明確にし、実態に即した制度設計を行うべき時期に直面していると考えます。

また、首長の職務の在り方や公務への向き合い方には、各自治体の置かれた状況や、首長自身の信念に基づいた多様なスタイルが存在します。「有権者の負託に応えるために休まない」という責任の果たし方もあれば、「適切なガバナンス（組織運営）体制を構築・運用しながら、組織として公務の継続を図る」という選択もあります。
私たちは、特定のスタイルのみを正解とするのではなく、こうした多様な考え方や自治体ごとの判断を互いに尊重し合える環境こそが、次世代のリーダーを育む豊かな土壌になると信じています。

私たち首長は日々、住民の皆様のために全力で公務に邁進しています。多様な人材が首長を志し、その責任を全うできる環境を整えることは、地域社会、ひいては日本全体の変革を促す原動力となります。全国若手町村長会として、本意見表明を端緒として、国をはじめ、全国青年市長会等の関係各方面とも広く連携しながら、時代に即した制度のあり方について検討を進めてまいります。

■本意見表明に関する問い合わせ先
全国若手町村長会事務局　奈良県三宅町
事務局支援団体　一般社団法人日本GR協会
電話：03-6672-2106
メール：info@young-mayor.net